

文京区立一時保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年九月三十日

文京区長 成 澤 廣 修

文京区規則第八十二号

文京区立一時保育所条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立一時保育所条例施行規則（平成十八年三月文京区規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一日一回とし、」を削る。

第五条第一項を次のように改める。

第五条 一時保育所を利用しようとする保護者は、次条第一項の規定による利用の申請の前までに、一時保育事業オンライン予約システム（電子計算組織を利用して一時保育所の利用に関する手続を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下「予約システム」という。）を使用して所要事項を入力することにより、区長に登録の申請をしなければならない。

第五条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に改め、「第五項に規定する変更の届出」を削り、「次条第一項に規定する」を「次条第一項の規定による」に改め、同条第三項中「登録申請書の提出」を「第一項の規定による登録の申請」に改め、同条第五項中「文京区立一時保育所登録変更届出書（別記様式第二号）」を「予約システムを使用して所要事項を入力すること」に改め、同項ただし書を削る。

第六条第一項中「文京区立一時保育所利用申請書（別記様式第三号）」を「予約システムを使用して所要事項を入力すること」に改め、同条第二項中「の受付期間」を削り、「初日」を「初日。以下この項において同じ。」の午前九時」に、「休日」を「文京区の休日を定める条例（平成元年三月文京区条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「休日」という。）」に、「前までとする」を「前の午後五時まで行うことができる」に、「受付期間の」を「当該期間の」に改め、同条第三項中「の受付期間」を「の規定による期間」に改める。

第七条中「及び前条第一項の規定による利用の申請」を「同条第五項の規定による変更の届出、前条第一項の規定による利用の申請及び第十一条第一項の規定による利用等の取消しの申出」に改める。

第八条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第一号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第二号」に改め、同条第二項中「電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を「予約システム」に改める。

第十一条第一項中「ときは、」の下に「予約システムを使用して」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、利用日の二日（休日を除く。）前の午後五時を超えたときは、口頭によりその旨を申し出るものとする。

第十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、区長がやむを得ない理由があるとき、この限りでない。

第十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、区長がやむを得ない理由があるとき、この限りでない。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（申請等の例外）

第十二条 第五条第一項の規定による登録の申請、同条第五項の規定による変更の届出、第六条第一項の規定による利用の申請及び前条第一項本文の規定による利用等の取消しの申出について、予約システムにより難い場合は、これらの規定にかかわらず、区長が別に定めるところにより行うことができる。

別記様式第一号から別記様式第三号までを削り、別記様式第四号を別記様式第一号とし、別記様式第五号を別記様式第二号とする。

この規則は、令和八年十月一日から施行する。